



県章

# 滋賀県公報

令和6年(2024年)  
6月28日  
号外(2)  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

### ○ 規則

※滋賀県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則(自然環境保全課) ..... 1

## 規則

滋賀県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月28日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第43号

### 滋賀県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県立自然公園条例施行規則(昭和41年滋賀県規則第13号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 公園計画(第2条・第3条)
- 第3章 公園事業(第4条-第17条)
- 第4章 保護および利用(第18条-第43条)
- 第5章 生態系維持回復事業(第44条-第48条)
- 第6章 質の高い自然体験活動の促進のための措置(第49条-第53条)
- 第7章 風景地保護協定および公園管理団体(第54条-第58条)
- 第8章 雑則(第59条-第62条)

付則

第1条中「以下」を「第24条第17号の19ならびに第54条第7号および第8号を除き、以下」に改める。

第2章を削る。

第3章の章名中「および公園事業」を削る。

第9条中「する施設」の右に「(以下「公園施設」という。)」を加え、「の各号」を削り、同条第6号中「給油施設」の右に「その他の自動車に燃料または動力源としての電気を供給するための施設」を加え、同条を第2条とし、同条の次に次の1条を加える。

(公園計画の変更の提案に係る添付書類)

**第3条** 条例第9条第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる事項を記載した書面とする。

- (1) 条例第9条第1項の規定による提案(以下この条において「提案」という。)を行う協議会(条例第18条第1項または第43条第1項に規定する協議会をいう。以下この条において同じ。)を組織した者
- (2) 提案を行う協議会の名称および構成員の氏名または名称
- (3) 提案の理由

2 知事は、前項各号に掲げるもののほか、提案を踏まえた公園計画の変更または公園計画の変更に係る申出に関し必要があると認めるときは、当該提案をした協議会に対し、当該提案に係る場所およびその周辺の風致もしくは景観の状況もしくは特質または当該提案に係る県立公園の利用の状況を記載した書類その他の必要な書類の提出を求めることができる。

第9条の2から第22条までを削る。

第3章を第2章とし、同章の次に次の1章を加える。

### 第3章 公園事業

(公園事業の決定等の提案に係る添付書類)

**第4条** 条例第11条第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる事項を記載した書面

- ア 条例第11条第1項の規定による提案(以下この条において「提案」という。)を行う協議会を組織した者
- イ 提案を行う協議会の名称および構成員の氏名または名称
- ウ 提案の理由

(2) 当該公園事業の概要を記載した書面

2 知事は、前項各号に掲げるもののほか、提案を踏まえた公園事業の決定または変更に関し必要があると認めるときは、当該提案をした協議会に対し、当該提案に係る場所およびその周辺の風致もしくは景観の状況もしくは特質または当該提案に係る県立公園の利用の状況を記載した書類その他の必要な書類の提出を求めることができる。

(公園事業の執行の協議または認可)

**第5条** 条例第12条第2項の協議または同条第3項の認可は、公園施設ごとに協議し、または認可を受けるものとする。

(公園事業の執行の協議または認可の申請)

**第6条** 条例第12条第4項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 公園施設の構造(運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)
- (2) 第2条第1号から第9号までに掲げる公園施設にあつては、その施設の供用開始の予定年月日
- (3) 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間

2 条例第12条第5項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては第7号、第8号および第11号に掲げる書類を、国または他の地方公共団体(以下「国等」という。)が執行する公園施設に関する公園事業にあつては第1号、第2号、第6号から第8号まで、第11号および第12号に掲げる書類を除くとともに、行為の規模が大きいため、第3号から第5号までおよび第10号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該施設の規模および構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

- (1) 個人にあつては、住民票の写し
  - (2) 法人にあつては、登記事項証明書
  - (3) 公園施設の位置を明らかにした縮尺25,000分の1程度の地形図
  - (4) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図および天然色写真
  - (5) 公園施設の規模および構造(運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)を明らかにした縮尺1,000分の1程度の各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図および意匠配色図ならびに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺1,000分の1程度の配置図
  - (6) 法人にあつては、定款、寄附行為または規約
  - (7) 公園施設の管理または経営に要する経費について収入および支出の総額および内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理または経営することができることを証する書類
  - (8) 工事の施行を要する場合にあつては、事業資金を調達することができることを証する書類
  - (9) 第2条第3号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組みおよび当該公園事業の執行による県立公園の保護または利用の増進の内容を明らかにした書類
  - (10) 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類および縮尺1,000分の1程度の図面
  - (11) 工事の施行を要する場合にあつては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書
  - (12) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該公園事業の執行のために使用することができることを証する書類
  - (13) 公園事業の執行に関し土地収用法(昭和26年法律第219号)の規定により土地または権利を収用しまたは使用する必要がある場合にあつては、その収用または使用を必要とする理由書
- 3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第12条第2項の協議または同条第3項の認可に関し必要があると認めるときは、当該協議または認可の申請をした者に対し、縮尺1,000分の1程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

(変更の協議または認可を要しない軽微な変更)

**第7条** 条例第12条第6項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第12条第4項第1号または第5号に掲げる事項の変更(同号に掲げる事項の変更にあつては、第2条第3号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けようとするものを除く。)
- (2) 前条第1項各号に掲げる事項の変更(同項第1号に掲げる事項の変更にあつては公園施設の規模、色彩または形態の変更を伴わないものに限る。)  
(公園事業の内容の変更の協議または認可の申請)

**第8条** 条例第12条第7項の規定による変更の協議または認可の申請は、次に掲げる事項を記載した協議書または申請書を知事に提出して行うものとする。

- (1) 協議または認可の申請をする者の氏名または名称および住所または主たる事務所の所在地ならびに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 変更の内容
- (3) 変更しようとする年月日
- (4) 変更を必要とする理由
- (5) 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間

2 条例第12条第8項において準用する同条第5項に規定する規則で定める書類は、第6条第2項第3号および第4号に掲げる書類ならびに変更に係る同項各号(第3号および第4号を除く。)に掲げる書類とする。

3 知事は、前項に定めるもののほか、条例第12条第6項の協議または認可に関し必要があると認めるときは、当該協議または認可の申請をした者に対し、縮尺1,000分の1程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

(変更の協議または認可を要しない軽微な変更の届出)

**第9条** 条例第12条第9項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出して行うものとする。

- (1) 届出者の氏名または名称および住所または主たる事務所の所在地ならびに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 変更の内容
- (3) 変更した年月日
- (4) 変更を必要とする理由  
(承継の承認の申請および協議)

**第10条** 条例第14条第1項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 譲渡人および譲受人の氏名または名称および住所または主たる事務所の所在地ならびに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 公園施設の種類
- (3) 公園施設の管理または経営の方法
- (4) 公園事業を譲渡しようとする年月日
- (5) 公園事業を譲渡しようとする理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類(運輸施設に関する公園事業にあつては、第4号に掲げる書類を除く。)を添付するものとする。

- (1) 譲受人が個人の場合にあつては、譲受人の住民票の写し
- (2) 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款、寄附行為または規約および登記事項証明書
- (3) 第6条第2項第3号、第4号および第12号に掲げる書類
- (4) 譲受人が行う公園施設の管理または経営に要する経費について収入および支出の総額および内訳を記載した書類その他譲受人が公園施設を適切に管理または経営することができることを証する書類
- (5) 第2条第3号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、譲受人が譲り受けた後に特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組みおよび当該公園事業の執行による県立公園の保護または利用の増進の内容を明らかにした書類
- (6) 譲渡および譲受けに係る譲渡人および譲受人の意思の決定を証する書類
- (7) その他知事が必要と認める書類

3 条例第14条第2項の規定による協議をしようとする者または承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した協議書または申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 合併後存続する法人もしくは合併により設立される法人または分割によりその公園事業の全部を承継する法人(以下「合併法人等」という。)の名称および主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名

- (2) 公園事業者である法人の名称および主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名
  - (3) 公園施設の種類
  - (4) 合併または分割した年月日
  - (5) 合併または分割した理由
- 4 前項の協議書または申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 合併法人等の定款、寄附行為または規約および登記事項証明書
  - (2) 第6条第2項第3号、第4号および第12号に掲げる書類
  - (3) 合併契約書および合併により消滅した公園事業者の登記事項証明書または分割契約書
- 5 条例第14条第3項の規定による承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。
- (1) 相続人の氏名および住所ならびに被相続人との続柄
  - (2) 被相続人の氏名、住所および死亡年月日
  - (3) 公園施設の種類
- 6 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 第6条第2項第1号、第3号、第4号および第12号に掲げる書類
  - (2) 被相続人との続柄を証する書類
  - (3) 相続人が2人以上ある場合にあつては、その全員の同意により公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類  
(公園事業の休廃止の届出)
- 第11条** 条例第15条の規定による届出は、公園事業を休止または廃止しようとする日の1月前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出して行うものとする。
- (1) 届出者の氏名または名称および住所または主たる事務所の所在地ならびに法人にあつては、その代表者の氏名
  - (2) 公園施設の種類
  - (3) 休止しようとする場合にあつては、休止しようとする公園事業の範囲、休止予定期間および休止期間中の公園施設の管理方法
  - (4) 廃止しようとする場合にあつては、その予定年月日および廃止後の公園施設の取扱い
- 2 前項の届出書には、第6条第2項第3号および第4号に掲げる書類を添付するものとする。  
(認可の失効の届出)
- 第12条** 条例第16条第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出して行うものとする。
- (1) 届出者の氏名または名称および住所または主たる事務所の所在地ならびに法人にあつては、その代表者の氏名
  - (2) 公園施設の種類
  - (3) 失効した年月日
  - (4) 失効した理由
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 第6条第2項第3号および第4号に掲げる書類
  - (2) 他の法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消されたこと、その他その効力が失われたことを証する書類  
(利用拠点の整備改善に関する協議会の通知等)
- 第13条** 条例第18条第3項の規定による通知、公告および公表は、次に掲げる事項について行うものとする。
- (1) 協議会(条例第18条第1項に規定する協議会をいう。第15条および第17条において同じ。)の名称および構成員の氏名または名称
  - (2) 協議の対象となる利用拠点区域
- 2 条例第18条第3項の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。
- (1) 滋賀県公報に登載すること。
  - (2) 官報に掲載すること。
  - (3) 関係する市町の協力を得て、当該市町の公報または広報紙に掲載すること。
  - (4) 日刊新聞紙に掲載すること。
  - (5) 県の掲示板に掲示することまたは関係する市町の協力を得て、当該市町の掲示板に掲示すること。
- 3 条例第18条第3項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。  
(利用拠点整備改善計画の認定の申請)

**第14条** 条例第19条第1項の規定による認定の申請をしようとする者は、利用拠点整備改善計画に係る認定申請書(別記様式第1号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、区域の規模が大きいため、第1号および第2号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該区域の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

(1) 計画区域の位置を明らかにした縮尺25,000分の1程度の地形図

(2) 計画区域およびその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図および天然色写真

(3) 条例第12条第2項の協議または同条第3項の認可を要する条例第19条第2項第4号に規定する利用拠点整備改善事業(以下この条および次条において「利用拠点整備改善事業」という。)に関する次に掲げる書類(運輸施設に関する公園事業に係る利用拠点整備改善事業にあつてはアに掲げる書類、国等が執行する公園施設に関する公園事業に係る利用拠点整備改善事業にあつてはアに掲げる書類のうち第6条第2項第3号および第4号に掲げる書類に限る。)

ア 第6条第2項第1号から第4号まで、第6号、第12号および第13号に掲げる書類

イ 公園施設を適切に管理または経営することができることを証する書類

(4) 条例第12条第6項の協議または認可を要する利用拠点整備改善事業に関する第6条第2項第3号および第4号に掲げる書類ならびに公園事業の変更に係る前号アおよびイに掲げる書類(同項第3号および第4号に掲げる書類を除く。)

(5) 条例第24条第3項の許可を要する利用拠点整備改善事業に関する第19条第2項第1号および第2号に掲げる図面

(6) 条例第34条第1項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業に関する第19条第2項第1号および第2号に掲げる図面

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第19条第4項の規定による認定に関し必要があると認めるときは、当該認定の申請をした者に対し、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が条例第19条第4項各号に適合することを確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

(利用拠点整備改善計画の記載事項)

**第15条** 利用拠点整備改善事業の実施主体の記載は、個人にあつては氏名および住所を、法人にあつては名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名を明示してするものとする。

2 条例第19条第2項第8号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 利用拠点整備改善計画の名称

(2) 利用拠点整備改善計画を作成した協議会の名称および構成員の氏名または名称

(3) 利用拠点整備改善計画に係る事務の実施体制

(4) 条例第24条第3項の許可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、当該許可を要する行為に係る行為の種類、場所および施行方法

(5) 条例第34条第1項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、当該届出を要する行為に係る行為の種類、場所および施行方法

(6) その他参考となるべき事項

(認定を受けた利用拠点整備改善計画の公表)

**第16条** 条例第19条第7項(条例第20条第3項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(利用拠点整備改善計画の軽微な変更)

**第17条** 条例第20条第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 利用拠点整備改善事業の実施主体の氏名もしくは名称、住所もしくは主たる事務所の所在地または法人の代表者の氏名の変更

(2) 利用拠点整備改善事業の実施時期の変更

(3) 利用拠点整備改善計画を作成した協議会の構成員の変更または当該協議会の構成員の氏名もしくは名称の変更

(4) 第7条各号に掲げる変更

(5) 計画期間の変更

(6) 前各号に掲げるもののほか、変更後の利用拠点整備改善計画が条例第19条第4項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更

第4章中第23条の前に次の1条を加える。

(特別地域の区分)

**第18条** 県立公園に関する公園計画のうち、保護のための規制に関する計画を定めるに当たっては、特別地域を次の各号のいずれかに掲げる地域に区分するものとする。

- (1) 第1種特別地域(特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であつて、現在の景観を極力保護することが必要な地域をいう。)
- (2) 第2種特別地域(第1種特別地域および第3種特別地域以外の地域であつて、特に農林漁業活動については努めて調整を図ることが必要な地域をいう。)
- (3) 第3種特別地域(特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であつて、特に通常の農林漁業活動については、原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域をいう。)

第23条第1項中「第16条第3項」を「第24条第3項」に改め、「の各号」を削り、同項各号を次のように改める。

- (1) 特別地域内工作物新築(改築、増築)許可申請書(別記様式第2号(その1))
- (2) 特別地域内木竹伐採許可申請書(別記様式第2号(その2))
- (3) 特別地域内高山植物等(木竹)の採取(損傷)許可申請書(別記様式第2号(その3))
- (4) 特別地域内鉱物掘採土石採取許可申請書(別記様式第2号(その4))
- (5) 特別地域内水位(水量)に増減を及ぼさせる行為許可申請書(別記様式第2号(その5))
- (6) 特別地域内汚水等排出許可申請書(別記様式第2号(その6))
- (7) 特別地域内広告物設置等許可申請書(別記様式第2号(その7))
- (8) 特別地域内物の集積(貯蔵)許可申請書(別記様式第2号(その8))
- (9) 特別地域内水面埋立(干拓)許可申請書(別記様式第2号(その9))
- (10) 特別地域内土地形状変更許可申請書(別記様式第2号(その10))
- (11) 特別地域内植物植栽(播種)許可申請書(別記様式第2号(その11))
- (12) 特別地域内動物等捕獲等許可申請書(別記様式第2号(その12))
- (13) 特別地域内動物放出許可申請書(別記様式第2号(その13))
- (14) 特別地域内工作物等色彩変更許可申請書(別記様式第2号(その14))
- (15) 特別地域内指定区域内立入許可申請書(別記様式第2号(その15))
- (16) 特別地域内車馬(動力船、航空機)の使用(着陸)許可申請書(別記様式第2号(その16))

第23条第2項を次のように改める。

2 前項の申請書には、次に掲げる図面を添付しなければならない。ただし、行為の規模が大きいため、次の各号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該行為の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺25,000分の1程度の地形図
- (2) 行為地およびその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図および天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の平面図、立面図、断面図および意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の図面

第23条中第4項を第5項とし、同条第3項中「前項各号」を「第2項各号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加え、同条を第19条とする。

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第24条第3項の許可に関し必要があると認めるときは、当該許可の申請をした者に対し、縮尺1,000分の1程度の構造図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

第19条の次に次の1条を加える。

(特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為)

**第20条** 条例第24条第3項第18号の規則で定める行為は、知事が指定する道路(主として歩行者の通行の用に供するものであつて、舗装がされていないものに限る。)において車馬を使用することとする。

第24条第1項中「第16条第3項第1号」を「第24条第3項第1号」に改め、同条第2項中「第16条第3項第1号」を「第24条第3項第1号」に、「従事する者、」を「従事する者その他の者であつて、申請に係る場所に居住することが必要と認められるもの住宅および」に改め、「その他申請に係る場所に居住することが必要と認められる者」を削り、同条第3項中「第16条第3項第1号」を「第24条第3項第1号」に改め、同条第4項中「第16条第3項第1号」を「第24条第3項第1号」に改め、同項第6号中「」の和をいう。以下この項および」を「以下この項において同じ。」の和をいう。」に改め、「延べ面積をいう」の右に「。第40条第1号において同じ」を加え、同項第8号中「周囲」を「周辺」に改め、同条第5項中「第16条第3項第1号」を「第24条第3項第1号」に改め、同項第2号中「とする」を削り、同条第6項中「第16条第3項第1号」を「第24条第3項第1号」に改め、同条第7項中「第16条

第3項第1号」を「第24条第3項第1号」に改め、同項第1号中「全部もしくは」を「全部または」に改め、「こともしくは学術調査の結果等により、第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、もしくは行われることが必要であると認められる」を削り、同条第8項中「第16条第3項第1号」を「第24条第3項第1号」に改め、同条第9項中「第16条第3項第1号」を「第24条第3項第1号」に改め、同項第7号イ中「第16条第3項」を「第24条第3項」に改め、同条第10項中「第16条第3項第1号」を「第24条第3項第1号」に改め、同項中第10号を第11号とし、第2号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 申請に係る場所が、条例第24条第3項の許可を受けて木竹の伐採が行われた後、5年を経過していない場所でないこと。ただし、木竹の伐採が僅少である場合は、この限りでない。

第24条第26項中「第16条第3項各号」を「第24条第3項各号」に改め、同項第3号中「第16条第3項」を「第24条第3項」に改め、同項を同条第32項とし、同条第25項中「第16条第3項各号」を「第24条第3項各号」に改め、同項を同条第31項とし、同条第24項中「第16条第3項第12号および第13号」を「第24条第3項第16号および第17号」に改め、同項を同条第29項とし、同項の次に次の1項を加える。

30 前条に規定する行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。

(1) 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる行為であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

ア 学術研究その他公益上必要と認められるものであること。

イ 野生動植物の生息または生育上その他の風致の維持上支障を及ぼすおそれがないものであること。

(2) 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。

第24条第23項中「第16条第3項第11号」を「第24条第3項第15号」に改め、同項を同条第28項とし、同条第22項中「第16条第3項第9号および第10号」を「第24条第3項第11号および第13号」に改め、同項を同条第25項とし、同項の次に次の2項を加える。

26 条例第24条第3項第12号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。

(1) 前項第1号に掲げる基準に適合するものであること。

(2) 災害復旧のために行われるものであること。

27 条例第24条第3項第14号に掲げる行為に係る許可基準は、第25項第1号の規定の例によるほか、条例第24条第3項第14号の規定により知事が指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧にあつては、当該放牧が反復継続して行われるものでないこととする。

第24条第21項中「第16条第3項第8号」を「第24条第3項第10号」に改め、同項を同条第24項とし、同条第20項中「第16条第3項第7号」を「第24条第3項第9号」に改め、同項を同条第23項とし、同条第19項中「第16条第3項第6号」を「第24条第3項第8号」に改め、同項第2号中「(昭和45年法律第137号)」を削り、同項を同条第22項とし、同条第18項中「第16条第3項第5号」を「第24条第3項第7号」に改め、同項第1号エ中「光源(光源を内蔵するものにあつては、表示面)が白色系のものである」を「次に掲げる基準に適合する」に改め、同号エに次のように加える。

(ア) 照明の範囲が必要最小限であると認められるものであること。

(イ) 期間および時間が必要最小限であると認められるものであること。

(ウ) 動光または点滅を伴うものでないこと。

第24条第18項第1号オを削り、同号カを同号オとし、同項第2号中「前号エからカまで」を「前号エおよびオ」に改め、同号オ中「設置され」を「もしくは設置され」に、「周囲」を「周辺」に改め、同項第3号中「第1号エからカまでおよび」を「第1号エおよびオならびに」に改め、同項第4号中「第1号カ」を「第1号オ」に改め、同項を同条第21項とし、同条第17項中「第16条第3項第4号」を「第24条第3項第5号」に改め、「許可基準は」の右に「、第11項第2号の規定の例によるほか」を加え、同項第2号中「であつて、野生動植物の生息または生育上その他の風致の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないもの」を削り、同項第3号中「全部もしくは」を「全部または」に改め、「こともしくは学術調査の結果等により、第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、もしくは行われることが必要であると認められる」を削り、「第16条第3項」を「第24条第3項」に改め、同項を同条第19項とし、同項の次に次の1項を加える。

20 条例第24条第3項第6号に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。

(1) 当該汚水または廃水の処理施設が技術的に最良の機能を有すると認められるものであること。

(2) 当該汚水または廃水が条例第24条第3項第6号の規定により知事が指定した湖沼または湿原の水質の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

第24条第16項中「第16条第3項第3号」を「第24条第3項第4号」に改め、同項第1号中「第16条第3項」を「第24

条第3項」に改め、同項第5号中「、第1号アの規定の例によるほか」を削り、同項を同条第18項とし、同条第15項中「第16条第3項第3号」を「第24条第3項第4号」に改め、同項を同条第17項とし、同条第14項中「第16条第3項第2号」を「第24条第3項第2号」に改め、同項第2号ア(ウ)中「第9条第7号」を「第2条第7号」に改め、同項を同条第15項とし、同項の次に次の1項を加える。

16 条例第24条第3項第3号に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。

- (1) 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
- (2) 当該損傷の対象となる木竹の生育に支障を及ぼすおそれがないものであること。

第24条第13項中「第16条第3項第1号」を「第24条第3項第1号」に改め、「第1項第3号および第4号ならびに」を削り、「次のいずれか」を「次のとおり」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場または同法第15条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場を設置するものでないこと。

第24条第13項第2号中エをオとし、アからウまでをイからエまでとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該工作物の地上部分の水平投影外周線が公園事業道路等の路肩から20メートル以上離れていること。

第24条第13項第2号に次のように加え、同項を同条第14項とする。

カ 前項第1号アまたはイに掲げる行為のいずれかに該当するものであること。

第24条第12項中「第16条第3項第1号」を「第24条第3項第1号」に改め、「、第3号、第4号」を削り、同項第1号中「第1項第2号」を「第1項第2号から第4号まで」に改め、同項に次の1号を加え、同項を同条第13項とする。

- (3) 照明装置を用いて特別地域内の森林または河川その他の自然物について照明を行うものについては、次に掲げる基準に適合すること。ただし、学術研究その他公益上必要と認められるものまたは病虫害の防除のために行われるものは、この限りでない。

ア 色彩および形態がその周辺の風致と著しく不調和でないこと。

イ 期間および時間が必要最小限であると認められるものであること。

ウ 当該照明を行う範囲が必要最小限と認められるものであること。

エ 動光または点滅を伴うものでないこと。

オ 野生動植物の生息または生育上その他の風致の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。

第24条第11項中「第16条第3項第1号」を「第24条第3項第1号」に、「ならびに前項第7号」を「、第10項第2号および第8号ならびに前項第2号」に改め、同項第2号中「前項第9号」を「第10項第10号」に改め、同項第5号を削り、同項を同条第12項とし、同条第10項の次に次の1項を加え、同条を第21条とする。

11 条例第24条第3項第1号に掲げる行為(風力発電施設の新築、改築または増築に限る。)に係る許可基準は、第1項第5号および第6号ならびに前項第2号、第8号および第10号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

- (1) 第1項第2号から第4号までの規定の例によること。ただし、学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる風力発電施設の新築、改築または増築にあつては、この限りでない。
- (2) 野生動植物の生息または生育上その他の風致の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。

第24条の2中「第16条第3項第12号」を「第24条第3項第16号」に改め、同条を第22条とし、同条の次に次の1項を加える。

(特別地域内における届出書)

**第23条** 条例第24条第5項から第7項までの規定により届出を行おうとする者は、次に掲げる届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 特別地域内行為着手済届出書(別記様式第3号(その1))
- (2) 特別地域内非常災害応急措置届出書(別記様式第3号(その2))
- (3) 特別地域内行為届出書(別記様式第3号(その3))

2 前項の届出書には、第19条第2項各号に掲げる図面(条例第24条第6項の規定による届出にあつては、第19条第2項第1号に掲げる図面)を添付しなければならない。

第25条中「第16条第8項第3号」を「第24条第8項第5号」に、「行為は」を「規則で定める行為は」に改め、同条第4号中「にある」を「にあつて、かつ、その水平投影面積が1,000平方メートル以下である」に改め、「こと」の右に「(改築または増築にあつては、改築または増築後において、その水平投影面積が1,000平方メートル以下であるものに限る。)」を加え、同条第6号中「第16条第3項」を「第24条第3項」に、「この条」を「この条の各号」に、「工費用」を「工事用」に改め、同条第7号中「、砂防法」を「(樹林帯を除く。)、砂防法」に改め、「砂防設備」



の右に「、森林法(昭和26年法律第249号)第41条第1項もしくは第3項の規定により行う保安施設事業に係る施設」を加え、「、森林法(昭和26年法律第249号)第41条第1項もしくは第3項の規定により行う保安施設事業に係る施設または」を「または」に改め、同条第11号の3中「巣箱」を「野生鳥獣の保護増殖のための巣箱」に改め、同条第11号の7中「ものに」の右に「限り、かつ、増築部分の最高部と最低部の高さの差が2メートル以下であるものに」を加え、同条第11号の8中「または」を「もしくは」に、「を既存の規模を超えない範囲(径の変更を除く。))で張り替えること(色彩の変更を伴わない)」を「(以下「電線等」という。)を改築することまたは既存の電線等に沿つて電線等を新築もしくは増築すること(既存の電線等の色彩と同等と認められる)」に改め、同条第11号の9を次のように改める。

(11)の9 既存の電線等に付帯する工作物を新築、改築または増築すること(既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。))。

第25条第11号の11を削り、同条第11号の10中「を設置」を「ならびに引込み要する設備を設置」に改め、同条第11号の11とし、同条第11号の9の次に次の1号を加える。

(11)の10 変圧器その他の電柱に付帯する工作物(当該電柱の色彩と同等と認められない電柱の支柱を除く。)を新築、改築または増築すること(当該電柱の高さを超えないものに限る。))。

第25条第11号の12中「または農作物」を「、農作物、森林または生態系」に改め、同条第11号の13中「共生条例」を「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例(平成18年滋賀県条例第4号。以下この条において「共生条例」という。))」に改め、「防除」の右に「もしくは当該防除に係る調査または保安」を加え、同条の次に次の2号を加える。

(11)の14 知事が指定する地域以外の地域において既存の建築物の屋根面に太陽光発電施設(当該施設の色彩および形態が、県立公園の風致の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が指定する色彩および形態であるものに限る。)を設置すること。

(11)の15 県が、公園の保護または適正な利用の推進の目的で人の立入りを防止するための柵、当該公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物(高さが3メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が3平方メートル以下であるものに限る。)を新築し、改築し、または増築すること。

第25条第12号中「宅地内」を「宅地」に改め、同条第13号中「木竹」の右に「(条例第24条第3項第11号の知事が指定する植物(以下「採取等規制植物」という。))であるものを除く。))」を加え、同条の次に次の2号を加える。

(13)の2 生業の維持のため、必要な範囲内で竹(高さが50センチメートル以内のものに限る。)を伐採すること。

(13)の3 施設または設備の維持管理を行うため必要な範囲内で竹(高さが3メートル以内のものに限る。)を伐採すること。

第25条第16号中「または電線路の維持」を削り、同条の次に次の2号を加える。

(16)の2 電線路の維持に必要な範囲内で木竹を伐採すること。

(16)の3 道路(主として歩行者の通行の用に供するものを除く。)、鉄道または軌道の交通の障害となる木竹を伐採すること。

第25条第17号の2中「保護増殖事業の実施のために木竹」を「牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で竹またはかん木」に改め、同条第17号の3を次のように改める。

(17)の3 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で竹またはかん木を伐採すること。

第25条第17号の3の次に次の16号を加える。

(17)の4 宅地の木竹を損傷(条例第24条第3項第3号の知事が指定する区域内において損傷するものに限る。以下この条において同じ。)すること。

(17)の5 自家用のために木竹(採取等規制植物であるものを除く。次号において同じ。)を損傷すること。

(17)の6 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(17)の7 農業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(17)の8 漁業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(17)の9 枯損した木竹または危険な木竹を損傷すること。

(17)の10 病害虫の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(17)の11 災害からの避難、災害復旧または防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(17)の12 施設または設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(17)の13 電線路の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(17)の14 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(17)の15 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

- (17)の16 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成15年法律第130号)第2条第3項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (17)の17 国または地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務および非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防または捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (17)の18 土地または木竹の所有者または使用および収益を目的とする権利を有する者がその所有または権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること(土地または木竹の所有者または使用および収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。)
- (17)の19 法令または条例(以下「法令等」という。)の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

第25条第20号中「公衆が」を「公衆の」に改め、同条第22号中「農業水利のための」を削り、同号の次に次の10号を加える。

- (22)の2 耕作の事業に伴う汚水または廃水を排出すること。
- (22)の3 森林施業に伴う汚水または廃水を排出すること。
- (22)の4 漁船から汚水または廃水を排出すること。
- (22)の5 養魚の事業に伴う汚水または廃水を排出すること。
- (22)の6 漁港及び漁場の整備等に関する法律第25条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水または廃水を排出すること。
- (22)の7 宅地内で行う家畜の飼育に伴う汚水または廃水を排出すること。
- (22)の8 建築基準法(昭和25年法律第201号)第31条第2項に規定する尿尿浄化槽(建築基準法施行令第32条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。)から汚水または廃水を排出すること。
- (22)の9 住宅から汚水または廃水を排出(し尿の排出を除く。)すること。
- (22)の10 河川法第3条第2項に規定する河川管理施設、砂防法第1条に規定する砂防設備、森林法第41条第1項もしくは第3項の規定により行う保安施設事業に係る施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設または急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設から汚水または廃水を排出すること。
- (22)の11 下水道法第2条第3号に規定する公共下水道もしくは同条第4号に規定する流域下水道へ汚水もしくは廃水を排出することまたはこれらの施設から汚水もしくは廃水を排出すること。

第25条第23号中「建築物の壁面に」を削り、「広告物等を」の右に「建築物の壁面に」を、「こと」の右に「(正当な理由がなく行う場合を除く。)」を加え、同条第24号中「法令」を「法令等」に改め、同条第26号中「の保護管理または野生鳥獣の保護増殖」を「、牧野、草原もしくは農地または野生動植物の保護管理」に改め、同条第26号の2の2を削り、同条第26号の2の3中「防除」の右に「または当該防除に係る調査」を加え、同号を同条第26号の2の2とし、同条第27号中「ある植物で、条例第16条第3項第9号の規定により知事が指定するもの」を「おいて採取等規制植物」に改め、同条第27号の2を次のように改める。

- (27)の2 農業を営むために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。

第25条中第27号の4から第27号の8までを削り、第27号の3を第27号の8とし、第27号の2の次に次の8号を加える。

- (27)の2の2 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。
- (27)の2の3 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で当該採取等規制植物を損傷すること。
- (27)の2の4 国、地方公共団体または特定外来生物等の防除を目的とする催し(国または地方公共団体が実施するものであつて、あらかじめ、その内容および実施期間を記載した書面が知事に提出されたものに限る。)に参加した者が、特定外来生物等である植物(木竹を除く。)を採取し、または損傷すること。
- (27)の3 農業を営むために条例第24条第3項第12号の規定により知事が指定する植物を植栽し、または植物の種子をまくこと(同号の知事が指定する区域内において行うものに限る。次号において同じ。)
- (27)の4 森林の整備および保全を図るために条例第24条第3項第12号の規定により知事が指定する植物を植栽し、または植物の種子をまくこと。
- (27)の5 知事が指定する地域以外の地域において木竹を植栽すること(条例第24条第3項第12号に掲げる行為に該当するものを除く。以下この条において同じ。)
- (27)の6 宅地内に木竹を植栽すること。
- (27)の7 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培する木竹または現存する木竹と同

一種類の木竹を植栽すること。

第25条第27号の9中「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章または共生条例第4章の規定による防除に係る」を「国、地方公共団体または特定外来生物等の防除を目的とする催し（国または地方公共団体が実施するものであつて、あらかじめ、その内容および実施期間を記載した書面が知事に提出されたものに限る。）に参加した者が、」に改め、同条第27号の11を次のように改める。

(27)の11 遭難者の救助に係る業務を行うために犬（条例第24条第3項第14号の知事が指定するものに限る。以下この条において同じ。）を放つこと（同号の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この条において同じ。）。

第25条第27号の11の次に次の4号を加える。

(27)の12 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第9条の2第1項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。

(27)の13 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められる犬を、その目的のために放つこと。

(27)の13の2 人の生命、身体および財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬を、野生鳥獣による人、家畜または農作物に対する被害を防ぐために放つこと。

(27)の14 家畜を保留放牧すること（条例第24条第3項第14号に掲げる行為に該当するものを除く。）。

第25条第28号中「同法第18条第3項」を「都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第5条第6項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの（以下「園内移動用施設である索道等」という。）および都市計画法第18条第3項」に、「あつては、その」を「おける」に、「もしくはその」を「を超え、または」に、「の新築、改築または増築」を「（園内移動用施設である索道等を除く。）を新築し、改築し、または増築すること」に、「またはその」を「を超え、または」に、「工作物と」を「ものと」に改め、同条第28号の2を削り、同条第29号の2中「通常行われる行為のために条例第16条第3項第12号の規定により知事が指定する区域（以下「立入規制区域」という。）に」を削り、同条第29号の3から第29号の11までの規定中「立入規制区域に」を削り、同条第29号の11の2を削り、同条第29号の12中「立入規制区域に」を削り、「こと」の右に「（土地または木竹の所有者または使用および収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）」を加え、同条第29号の13中「立入規制区域内」を「条例第24条第3項第16号の規定により知事が指定する区域（以下「立入規制区域」という。）内」に改め、「立入規制区域に」を削り、同条第29号の14中「第16条第3項」を「第24条第3項」に改め、「立入規制区域に」を削り、同条第29号の15中「立入規制区域に」を削り、同条第29号の16中「法令または条例」を「法令等」に改め、「立入規制区域に」を削り、同条第29号の26の次に次の7号を加える。

(29)の27 公園管理団体が行う条例第55条第1項各号および第2項各号に掲げる業務のために必要な行為であつて、その行為の内容および実施期間を記載した書面が当該行為の開始の日の14日前までに知事に提出されたものを行うこと。

(29)の28 県立公園において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る行為または共生条例第16条第1項の規定による知事の許可に係る行為として、条例第24条第3項各号に掲げるものを行うこと。

(29)の29 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第47条第1項に規定する認定保護増殖事業等または共生条例第26条第1項の規定により県が行う保護増殖事業もしくは同条第2項の認定を受けた保護増殖事業の実施のために必要な行為として、条例第24条第3項各号に掲げるものを行うこと。

(29)の30 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定または共生条例第4章の規定による防除の実施のために必要な行為として、条例第24条第3項各号に掲げるものを行うこと。

(29)の31 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条の2第1項から第5項までの規定による保全事業の実施のために必要な行為として、条例第24条第3項各号に掲げるものを行うこと。

(29)の32 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定により、知事の許可に係る行為として、条例第24条第3項各号に掲げるものを行うこと。

(29)の33 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第1項に規定する実施計画に従つて実施する指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、条例第24条第3項各号に掲げるものを行うこと。

第25条第30号を次のように改める。

(30) 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、もしくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、もしくは設置し、もしくは工作物等に表示し、小規模に土地の形状を変更し、また

は屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日の30日前までに知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。）。

ア 催しの名称、概要、主催者名、開催場所および開催期間

イ 風致の維持のために行われる措置の内容

ウ 原状回復を確実に実施するための体制および方法ならびにその実施期限

エ 工作物の新築等に着手する15日前までに、その概要を知事に通知する旨

第25条中第31号から第33号までを削り、第34号を第31号とし、同条を第24条とする。

第25条の2を第25条とする。

第32条中「第45条第3項」を「第68条第3項」に改め、同条第1号を次のように改め、同条を第62条とする。

(1) 請求者の氏名または名称および住所または主たる事務所の所在地ならびに法人にあつては、その代表者の氏名  
第31条中「第24条第2項、第27条第3項、第28条第3項、第30条第3項および第43条第4項」を「第17条第3項、第23条第3項、第32条第2項、第35条第3項、第36条第3項、第38条第3項、第47条第2項または第66条第4項」に改め、同条第1号中「別記様式第4号」を「身分証明書（別記様式第7号）」に改め、同条を第61条とする。

第30条中「第11条または第12条」を「第61条または第62条」に改め、同条を第60条とする。

第29条中「第11条または第12条」を「第61条または第62条」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条を第59条とする。

第5章を第8章とする。

第28条の6中「第37条第1項」を「第54条第1項」に改め、同条第2号中「第38条各号」を「第55条第1項各号および同条第2項各号」に改め、「業務」の右に「（同項各号に掲げる業務にあつては、当該公園管理団体の業務として行うものに限る。以下同じ。）」を加え、同条第3号中「第38条各号」を「第55条第1項各号および同条第2項各号」に改め、同条第4号中「営利を目的としないことその他条例第38条各号」を「条例第55条第1項各号および同条第2項各号」に改め、同条に次の1号を加え、同条を第58条とする。

(5) 会社または森林組合にあつては、国立公園、国定公園もしくは県立公園の植生の保全その他の自然の風景地の保護に資する活動または主として歩行者の通行の用に供する道路その他の施設の補修その他の維持管理に係る実績を有していること。

第28条の5中「第34条（条例第35条）」を「第51条（条例第52条）」に改め、同条を第56条とし、同条の次に次の1号を加える。

（公園管理団体となることができる法人）

**第57条** 条例第54条第1項に規定する規則で定める法人は、会社または森林組合法（昭和53年法律第36号）に規定する森林組合とする。

第28条の4中「第32条第1項（条例第35条）」を「第49条第1項（条例第52条）」に改め、同条を第55条とする。

第28条の3中「第31条第3項第3号」を「第48条第3項第3号」に改め、同条を第54条とする。

第4章の2を第7章とする。

第28条の2の見出し中「許可申請書」を「許可の申請書」に改め、同条第1項中「第16条第3項」を「第24条第3項」に、「第26条第1項」を「第34条第1項」に、「第23条第2項」を「第19条第2項」に、「第27条第2項」を「第39条第2項」に、「添えなければ」を「添付しなければ」に、「添えれば」を「添付すれば」に改め、同条第2項中「理由」を「趣旨および理由を記載した書面」に、「添え」を「添付し」に改め、同条第3項中「第16条第3項」を「第24条第3項」に、「条例第26条第1項」を「同条第5項もしくは第7項もしくは条例第34条第1項」に、「添える」を「添付する」に改め、同条を第42条とする。

第28条中「第26条第7項第3号」を「第34条第7項第5号」に改め、同条第1号中「第25条第1号から第11号の13まで」を「第24条第1号から第11号の15まで」に、「第26号の2の3まで、第28号および第29号」を「第22号まで、第23号から第26号の2の2まで、第28号、第29号もしくは第29号の27から第29号の33まで」に改め、同条第14号を削り、同条第13号中「もの。」を「もの」に改め、同条を同条第14号とし、同条中第12号を第13号とし、第3号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 地表から1メートル以下の高さで、広告物等（表示面の面積が1平方メートル以下であるものに限る。）を設置すること（同一敷地内または同一場所内における広告物等の表示面の面積の合計が5平方メートル以下の場合に限る。）。

第28条中第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、もしくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、もしくは設置し、もしくは工作物等に表示し、または小規模に土地の形状を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日の30日前までに知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。）。

ア 催しの名称、概要、主催者名、開催場所および開催期間

イ 風景の維持のために行われる措置の内容

ウ 原状回復を確実に実施するための体制および方法ならびにその実施期限

エ 工作物の新築等に着手する15日前までに、その概要を知事に通知する旨

第28条に次の1号を加え、同条を第41条とする。

(18) 前条に規定する基準を超える工作物の新築、改築または増築（改築または増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築または増築を含む。）以外の工作物の新築、改築または増築に付帯する行為

第27条を削る。

第26条中「第26条第1項第1号」を「第34条第1項第1号」に改め、同条第1号中「延面積」を「延べ面積」に改め、同条を第40条とする。

第25条の14中「第21条第5項」を「第29条第5項」に、「第23条第2項」を「第31条第2項」に改め、同条を第38条とし、同条の次に次の1条を加える。

（普通地域内における届出書）

**第39条** 条例第34条第1項の規定により届出を行おうとする者は、普通地域内行為届出書（別記様式第5号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、第19条第2項各号に掲げる図面を添付しなければならない。

3 条例第34条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 行為者の氏名または名称および住所または主たる事務所の所在地ならびに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 行為の目的

(3) 行為地およびその付近の状況

(4) 行為の完了予定日

第25条の13中「第21条第4項」を「第29条第4項」に改め、同条を第37条とする。

第25条の12第1項中「第21条第2項前段」を「第29条第2項前段」に改め、同条第2項中「第21条第2項後段」を「第29条第2項後段」に改め、同条を第36条とする。

第25条の11第1項中「第21条第1項前段」を「第29条第1項前段」に改め、同条第2項中「第21条第1項後段」を「第29条第1項後段」に改め、同条を第35条とする。

第25条の10（見出しを含む。）中「第19条第3項第2号」を「第27条第3項第2号」に改め、同条を第34条とする。

第25条の9第1項中「第19条第2項」を「第27条第2項」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 申請者の氏名または名称および住所または主たる事務所の所在地ならびに法人にあつては、その代表者の氏名  
第25条の9第2項第5号中「第19条第3項各号」を「第27条第3項各号」に改め、同条を第33条とする。

第25条の8中「第18条第5項」を「第26条第5項（同条第8項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加え、同条を第31条とする。

(2) 再交付を必要とする枚数（条例第26条第7項の認定に係る申請を行う場合に限る。）

第31条の次に次の1条を加える。

（他の利用者をその監督の下に立ち入らせることができる者の要件）

**第32条** 条例第26条第7項に規定する規則で定める要件は、その者の監督の下に立ち入る者の立入りが、条例第26条第1項各号のいずれにも適合するよう、必要に応じ、当該者を監督し、必要な指導を行うことができる知識および能力を有していることとする。

第25条の7第1項中「第18条第4項」を「第26条第4項（同条第8項において準用する場合を含む。）」に改め、同項第3号中「立入認定証」を「立入りの認定」に改め、同条第2項中「第25条の5第4号」を「第28条第4号」に改め、同条を第30条とする。

第25条の6第1項中「第18条第2項」を「第26条第2項（同条第8項において準用する場合を含む。）」に改め、

第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加え、同条を第29条とする。

(2) 申請者の監督の下に立ち入る者の合計の人数(条例第26条第7項の認定に係る申請を行う場合に限る。)

第25条の5中「第18条第1項第2号」を「第26条第1項第2号」に改め、同条第1号中「人数」の右に「または船舶(ろかいまたは主としてろかいをもつて運転する舟を含む。)の隻数」を加え、同条を第28条とする。

第25条の4中「第17条第3項第6号」を「第25条第3項第8号」に、「別記様式第1号の2」を「別記様式第4号」に改め、同条を第27条とする。

第25条の3中「第17条第3項第5号」を「第25条第3項第7号」に改め、同条第1号ア中「第25条第6号」を「第24条第6号」に、「第15号」を「第11号の15、第15号」に、「第17号の3」を「第16号の2、第17号の9、第17号の13」に、「第27号の5から第27号の8まで」を「第27号の2の4、第27号の5、第27号の9」に、「第30号」を「第29号の27から第29号の33まで」に改め、同号イ中「第25条第1号」を「第24条第1号」に、「第27号の2」を「第27号の8」に改め、同条第13号中「第25条第19号」を「第24条第19号」に改め、同条第20号中「法令または条例」を「法令等」に改め、同条中第21号を第22号とし、第20号の次に次の1号を加え、同条を第26条とする。

(2) 県もしくは公園管理団体の職員または県から委託を受けた者が利用調整地区の巡視または調査を行うこと。

第4章に次の1条を加える。

(野生動物の生態に影響を及ぼす行為)

**第43条** 条例第38条第1項第3号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 野生動物(条例第38条第1項第3号に規定する野生動物をいう。次号において同じ。)に餌を与えること。

(2) 野生動物に著しく接近し、またはつきまとうこと。

第4章の次に次の2章を加える。

#### 第5章 生態系維持回復事業

(生態系維持回復事業の確認)

**第44条** 国等が条例第40条第2項の確認を受ける場合は、次のいずれにも該当することについて知事の確認を受けるものとする。

(1) その行う生態系維持回復事業が県立公園における生態系維持回復事業計画に適合すること。

(2) その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。

ア 生態系の状況の把握および監視

イ 生態系の維持または回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

ウ 動植物の生息環境または生育環境の維持または改善

エ 生態系の維持または回復に必要な動植物の保護増殖

オ 生態系の維持または回復に資する普及啓発

カ アからオまでに掲げる事業に必要な調査等

(生態系維持回復事業の認定)

**第45条** 国および地方公共団体以外の者が条例第40条第3項の認定を受ける場合は、次のいずれにも該当することについて知事の認定を受けるものとする。

(1) その者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実にを行うに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者

イ 法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者

(2) その行う生態系維持回復事業が県立公園における生態系維持回復事業計画に適合すること。

(3) その行う生態系維持回復事業の内容が前条第2号アからカまでのいずれかに該当すること。

(生態系維持回復事業の確認または認定の申請)

**第46条** 条例第40条第4項第4号に規定する規則で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。

2 条例第40条第5項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺25,000分の1程度の地形図

(2) 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書

(3) 国および地方公共団体以外の者が条例第40条第3項の認定を受ける場合は、前条第1号アおよびイの規定に該当しないことを説明した書類

(変更の確認または認定を要しない軽微な変更)

**第47条** 条例第40条第6項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、同条第4項第1号に掲げる事項に係る変更とする。

(生態系維持回復事業の内容の変更の確認または認定の申請)

**第48条** 条例第40条第6項の規定による変更の確認または認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

- (1) 氏名または名称ならびに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 変更の内容
- (3) 変更を必要とする理由

#### 第6章 質の高い自然体験活動の促進のための措置

(自然体験活動の促進に関する協議会の通知等)

**第49条** 第13条の規定は、条例第43条第3項において準用する条例第18条第3項の規定による通知、公告および公表について準用する。この場合において、第13条第1項第1号中「条例第18条第1項に規定する協議会をいう。第15条および第17条において同じ」とあるのは「条例第43条第1項に規定する協議会をいう。第51条および第53条において同じ」と、同項第2号中「利用拠点区域」とあるのは「県立公園の区域」と読み替えるものとする。

(自然体験活動促進計画の認定の申請)

**第50条** 条例第44条第1項の規定による認定の申請(以下この条において「認定の申請」という。)をしようとする者は、自然体験活動促進計画に係る認定申請書(別記様式第6号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、区域の規模が大きい場合、第1号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該区域の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、この図面に替えることができる。

- (1) 計画区域の位置を明らかにした縮尺25,000分の1程度の地形図
- (2) 条例第24条第3項の許可を要する自然体験活動促進事業に関する第19条第2項第1号および第2号に掲げる図面
- (3) 条例第34条第1項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業に関する第19条第2項第1号および第2号に掲げる図面

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第44条第3項の規定による認定に関し必要があると認めるときは、当該認定の申請をした者に対し、当該申請に係る自然体験活動促進計画が条例第44条第3項各号に適合することを確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

(自然体験活動促進計画の記載事項)

**第51条** 自然体験活動促進事業の実施主体の記載は、個人にあつては氏名および住所を、法人にあつては名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名を明示してするものとする。

2 条例第44条第2項第6号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 自然体験活動促進計画の名称
- (2) 自然体験活動促進計画を作成した協議会の名称および構成員の氏名または名称
- (3) 自然体験活動促進計画に係る事務の実施体制
- (4) 条例第24条第3項の許可を要する自然体験活動促進事業にあつては、当該許可を要する行為に係る行為の種類、場所および施行方法
- (5) 条例第34条第1項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業にあつては、当該届出を要する行為に係る行為の種類、場所および施行方法
- (6) 計画区域における適正な利用に係る啓発に関する事項
- (7) その他参考となるべき事項

(認定を受けた自然体験活動促進計画の公表)

**第52条** 条例第44条第6項(条例第45条第3項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(自然体験活動促進計画の軽微な変更)

**第53条** 条例第45条第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 自然体験活動促進事業の実施主体の氏名もしくは名称、住所もしくは主たる事務所の所在地または法人の代表者の氏名の変更
- (2) 自然体験活動促進事業の実施時期の変更
- (3) 自然体験活動促進計画を作成した協議会の構成員の変更または当該協議会の構成員の氏名もしくは名称の変更

(4) 計画期間の変更

(5) 前各号に掲げるもののほか、変更後の自然体験活動促進計画が条例第44条第3項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更

別記様式第4号中「第31条」を「第61条」に、「第24条第2項、第27条第3項、第28条第3項、第30条第3項および第43条第4項」を「第17条第3項、第23条第3項、第32条第2項、第35条第3項、第36条第3項、第38条第3項、第47条第2項または第66条第4項」に改め、同様式を別記様式第7号とする。

別記様式第3号中「第27条」を「第39条」に、「第26条第1項」を「第34条第1項」に、「いたしたく」を「したいので」に改め、同様式(備考)第1項中「様式第1号」を「様式第2号」に改め、同様式を別記様式第5号とし、同様式の次に次の1様式を加える。





別記様式第2号(その3)中「第27条」を「第23条」に、「第16条第7項」を「第24条第7項」に、「いたしたく」を「したいので」に改め、同様式(備考)第1項中「様式第1号」を「様式第2号」に改め、同様式を別記様式第3号(その3)とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第4号(第27条関係)

利用調整地区内立入許可申請書

滋賀県立自然公園条例第25条第3項第8号の規定により、  
 滋賀県立自然公園の 利用調整地区  
 内への立入りの許可について、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者の住所および氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
 および名称ならびに代表者の氏名

(宛先)

滋賀県知事

目	的	
場	所	
行 為 地 お よ び そ の 付 近 の 状 況		
立 ち 入 る 者 の 人 数 お よ び 氏 名 な ら び に 期 間		
立 ち 入 る 経 路 ま た は 範 囲		
立 ち 入 る 方 法		
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

(備考)

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000程度の地形図
- (2) 行為地およびその付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000程度の概況図および天然色写真(カラー写真)
- (3) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

2 注意

- (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立公園の名称を記入すること。  
 なお、不要の文字は抹消すること。
- (2) 申請文の「 利用調整地区」の箇所には、当該利用調整地区の名称を記入すること。  
 なお、不要の文字は抹消すること。
- (3) 「場所」欄には、市郡、町、大字、小字、地番(地先)等を記入すること。
- (4) 「行為地およびその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。  
 なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

- (5) 「立ち入る者の人数および氏名ならびに期間」欄には、申請者を含めた人数、全員の氏名および立入り期間を記入すること。
- (6) 「立ち入る方法」欄には、1日2回通行する、特定の場所に留まつて調査を行う等行為地内での活動状況、頻度等を記入すること。
- (7) 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
- ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分または届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
- イ 土地所有関係および申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否またはその見込み
- ウ 過去に滋賀県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨ならびに許可処分の日付、番号および付された条件
- エ 当該申請に関する連絡先(電話番号またはメールアドレス)  
なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。
- (8) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- (9) この申請書は、行為地が大津市内にある場合にあつては2部、行為地が大津市外にある場合にあつては3部提出すること。ただし、提出する申請書の部数について別の指示がある場合は、その指示に従うこと。

別記様式第2号(その2)中「第27条」を「第23条」に、「第16条第6項」を「第24条第6項」に改め、同様式(備考)第1項中「様式第1号」を「様式第2号」に改め、同様式を別記様式第3号(その2)とする。

別記様式第2号(その1)中「第27条」を「第23条」に、「第16条第5項」を「第24条第5項」に改め、同様式(備考)第1項中「様式第1号」を「様式第2号」に改め、同様式を別記様式第3号(その1)とする。

別記様式第1号の2を削る。

別記様式第1号(その13)中「第23条」を「第19条」に、「第16条第3項」を「第24条第3項」に、「を受けたく」を「について」に改め、同様式(備考)第1項第1号中「50,000以上」を「25,000程度」に改め、同項第2号中「以上」を「程度」に改め、「天然色写真」の右に「(カラー写真)」を加え、同様式(備考)第2項第5号中「進捗」を「進捗」に改め、同号に次のように加える。

エ 当該申請に関する連絡先(電話番号またはメールアドレス)

なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。

別記様式第1号(その13)(備考)第2項に次の1号を加え、同様式を別記様式第2号(その16)とする。

(7) この申請書は、行為地が大津市内にある場合にあつては2部、行為地が大津市外にある場合にあつては3部提出すること。ただし、提出する申請書の部数について別の指示がある場合は、その指示に従うこと。

別記様式第1号(その12)中「第23条」を「第19条」に、「第16条第3項」を「第24条第3項」に、「を受けたく」を「について」に改め、同様式(備考)第1項第1号中「50,000以上」を「25,000程度」に改め、同項第2号中「以上」を「程度」に改め、「天然色写真」の右に「(カラー写真)」を加え、同様式(備考)第2項第6号ア中「進捗」を「進捗」に改め、同号に次のように加える。

エ 当該申請に関する連絡先(電話番号またはメールアドレス)

なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。

別記様式第1号(その12)(備考)第2項に次の1号を加え、同様式を別記様式第2号(その15)とする。

(8) この申請書は、行為地が大津市内にある場合にあつては2部、行為地が大津市外にある場合にあつては3部提出すること。ただし、提出する申請書の部数について別の指示がある場合は、その指示に従うこと。

別記様式第1号(その11)中「第23条」を「第19条」に、「第16条第3項」を「第24条第3項」に、「を受けたく」を「について」に、

変更後の色彩		を
--------	--	---

変更後の色彩		に改め、
関連行為の概要		

同様式(備考)第1項第1号中「50,000以上」を「25,000程度」に改め、同項第2号中「以上」を「程度」に改め、「天然色写真」の右に「(カラー写真)」を加え、同項第3号中「以上」を「程度」に改め、「および」の右に「変更後の」を加え、同様式(備考)第2項第5号を第6号とし、同項第4号ア中「進捗」を「進捗」に改め、同号に次のように加え、同号を同項第5号とする。

エ 当該申請に関する連絡先(電話番号またはメールアドレス)

なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。

別記様式第1号(その11)(備考)第2項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 「関連行為の概要」欄には、工所用仮工作物の設置等申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。

なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

別記様式第1号(その11)(備考)第2項に次の1号を加え、同様式を別記様式第2号(その14)とする。

(7) この申請書は、行為地が大津市内にある場合にあつては2部、行為地が大津市外にある場合にあつては3部提出すること。ただし、提出する申請書の部数について別の指示がある場合は、その指示に従うこと。

別記様式第1号(その10)中「第23条」を「第19条」に、「第16条第3項」を「第24条第3項」に、「を受けたく」を「について」に、

捕獲(殺傷) (採取(損傷)) の方法	
---------------------------	--

を

捕獲(殺傷) (採取(損傷)) の方法	
関連行為の概要	

に改め、

同様式(備考)第1項第1号中「50,000以上」を「25,000程度」に改め、同様式(備考)第2項中第6号を第7号とし、同項第5号ア中「進捗」を「進捗」に改め、同号に次のように加え、同号を同項第6号とする。

エ 当該申請に関する連絡先(電話番号またはメールアドレス)

なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。

別記様式第1号(その10)(備考)第2項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採(樹種、本数、面積等)、支障となる動植物の除去等申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入するとともに、特別地域内で捕獲した動物を再度放つ予定となつている場合、時期および詳細を記入すること。

なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

別記様式第1号(その10)(備考)第2項に次の1号を加え、同様式を別記様式第2号(その12)とする。

(8) この申請書は、行為地が大津市内にある場合にあつては2部、行為地が大津市外にある場合にあつては3部提出すること。ただし、提出する申請書の部数について別の指示がある場合は、その指示に従うこと。

別記様式第2号(その12)の次に次の1様式を加える。

様式第2号(その13) (第19条関係)

特別地域内動物放出許可申請書

滋賀県立自然公園条例第24条第3項の規定により、 県立自然公園の特別地域内における動物の放出(家畜の放牧を含む。)の許可について、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者の住所および氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
および名称ならびに代表者の氏名

(宛先)

滋賀県知事

Table with columns for Purpose, Location, Behavior/Status, Animal Type, Management Method, and Dates. Includes sub-rows for animal count, management method, and related behavior summary.

(備考)

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000程度の地形図
(2) 行為地およびその付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000程度の概況図および天然色写真(カラー写真)
(3) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

2 注意

- (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立公園の名称を記入すること。
なお、不要の文字は抹消すること。
(2) 「場所」欄には、市郡、町、大字、小字、地番(地先)等を記入すること。
(3) 「行為地およびその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

- (4) 「動物(家畜)の種類」欄には、放出する動物(家畜)の種類(亜種である場合は、亜種レベルまで)を記入すること。
- (5) 「管理方法」欄には、放出する動物(家畜)が当該地周辺の景観の維持に支障を及ぼさないための措置等を記入すること。  
なお、家畜にあつては、放牧面積、放牧施設および放牧時期を記入すること。
- (6) 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
- ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分または届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
- イ 土地所有関係および申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否またはその見込み
- ウ 過去に滋賀県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨ならびに許可処分の日付、番号および付された条件
- エ 当該申請に関する連絡先(電話番号またはメールアドレス)  
なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。
- (7) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- (8) この申請書は、行為地が大津市内にある場合にあつては2部、行為地が大津市外にある場合にあつては3部提出すること。ただし、提出する申請書の部数について別の指示がある場合は、その指示に従うこと。



別記様式第1号(その9)を削る。

別記様式第1号(その8)中「第23条」を「第19条」に、「第16条第3項」を「第24条第3項」に、「を受けたく」を「について」に改め、同様式(備考)第1項第1号中「50,000以上」を「25,000程度」に改め、同様式(備考)同項第2号中「以上」を「程度」に改め、「天然色写真」の右に「(カラー写真)」を加え、同項第3号および第4号中「以上」を「程度」に改め、同様式(備考)第2項第6号ア中「進<sup>ちやく</sup>捗」を「進捗」に改め、同号に次のように加える。

エ 当該申請に関する連絡先(電話番号またはメールアドレス)

なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。

別記様式第1号(その8)(備考)第2項に次の1号を加え、同様式を別記様式第2号(その10)とする。

(8) この申請書は、行為地が大津市内にある場合にあつては2部、行為地が大津市外にある場合にあつては3部提出すること。ただし、提出する申請書の部数について別の指示がある場合は、その指示に従うこと。

別記様式第2号(その10)の次に次の1様式を加える。

様式第2号(その11) (第19条関係)

特別地域内植物植栽(播種)許可申請書

滋賀県立自然公園条例第24条第3項の規定により、 県立自然公園の特別地域内における木竹以外の植物の植栽または播種の許可について、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者の住所および氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕  
および名称ならびに代表者の氏名

(宛先)

滋賀県知事

目	的	
場	所	
行 為 地 お よ び そ の 付 近 の 状 況		
植栽(播種)する植物の 種 類		
施 行 方 法	植栽(播種)面積	
	植栽(播種)数量	
	植栽(播種)方法	
	管 理 方 法	
	関 連 行 為 の 概 要	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

(備考)

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000程度の地形図
- (2) 行為地およびその付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000程度の概況図および天然色写真(カラー写真)
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1:1,000程度の平面図

(4) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

## 2 注意

(1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立公園の名称を記入すること。

なお、不要の文字は抹消すること。

(2) 「場所」欄には、市郡、町、大字、小字、地番(地先)等を記入すること。

(3) 「行為地およびその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。

なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(4) 「植栽(播種)する植物の種類」欄には、植栽または播種する植物の種類(変種である場合は、変種レベルまで)を記入すること。

(5) 「管理方法」欄には、植栽または播種する植物種が当該地周辺の景観の維持に支障を及ぼさないための措置等を記入すること。

(6) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採(樹種、本数、面積等)、支障となる動植物の除去等申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入するとともに、特別地域内で採取した木竹以外の植物を再度植栽または播種する場合、場所等の詳細を記入すること。

なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(7) 「備考」欄には、次の事項を記入すること。

ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分または届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況

イ 土地所有関係および申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否またはその見込み

ウ 過去に滋賀県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨ならびに許可処分の日付、番号および付された条件

エ 当該申請に関する連絡先(電話番号またはメールアドレス)

なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。

(8) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(9) この申請書は、行為地が大津市内にある場合にあつては2部、行為地が大津市外にある場合にあつては3部提出すること。ただし、提出する申請書の部数について別の指示がある場合は、その指示に従うこと。

別記様式第1号(その7)中「第23条」を「第19条」に、「第16条第3項」を「第24条第3項」に、「を受けたく」を「について」に改め、同様式(備考)第1項第1号中「50,000以上」を「25,000程度」に改め、同項第2号中「以上」を「程度」に改め、「天然色写真」の右に「(カラー写真)」を加え、同項第3号および第4号中「以上」を「程度」に改め、同様式(備考)第2項第7号ア中「進捗」を「進捗」に改め、同号に次のように加える。

エ 当該申請に関する連絡先(電話番号またはメールアドレス)

なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。

別記様式第1号(その7)(備考)第2項に次の1号を加え、同様式を別記様式第2号(その9)とする。

(9) この申請書は、行為地が大津市内にある場合にあつては2部、行為地が大津市外にある場合にあつては3部提出すること。ただし、提出する申請書の部数について別の指示がある場合は、その指示に従うこと。

別記様式第1号(その6)中「第23条」を「第19条」に、「第16条第3項」を「第24条第3項」に、「を受けたく」

を「について」に、

土地 使用 面積
----------

 を 

土地 使用 面積 および 集積(貯蔵)する高さ
----------------------------

 に改め、同様式(備考)第1項

第1号中「50,000以上」を「25,000程度」に改め、同項第2号中「以上」を「程度」に改め、「天然色写真」の右に「(カラー写真)」を加え、同項第3号中「以上」を「程度」に改め、同様式(備考)第2項第4号ア中「進捗」を「進捗」に改め、同号に次のように加える。

エ 当該申請に関する連絡先(電話番号またはメールアドレス)

なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。

別記様式第1号(その6)(備考)第2項に次の1号を加え、同様式を別記様式第2号(その8)とする。

(6) この申請書は、行為地が大津市内にある場合にあつては2部、行為地が大津市外にある場合にあつては3部提出すること。ただし、提出する申請書の部数について別の指示がある場合は、その指示に従うこと。

別記様式第1号(その5)中「第23条」を「第19条」に、「第16条第3項」を「第24条第3項」に、「を受けたく」を「について」に、

「

表 示 の 内 容	
-----------	--

」を

「

表 示 の 内 容	
関 連 行 為 の 概 要	

」に改め、

同様式(備考)第1項第1号中「50,000以上」を「25,000程度」に改め、同項第2号中「以上」を「程度」に改め、「天然色写真」の右に「(カラー写真)」を加え、同項第3号中「以上」を「程度」に改め、同項第4号中「図面」の右に「(構造図等)」を加え、同様式(備考)第2項中第6号を第7号とし、同項第5号ア中「進捗」を「進捗」に改め、同号に次のように加え、同号を同項第6号とする。

エ 当該申請に関する連絡先(電話番号またはメールアドレス)

なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。

別記様式第1号(その5)(備考)第2項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採(樹種、本数、面積等)、支障となる動植物の除去、敷地造成(面積、切土盛土量等)、残土量とその処理方法、工事用仮工作物の設置等申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。

なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

別記様式第1号(その5)(備考)第2項に次の1号を加え、同様式を別記様式第2号(その7)とする。

(8) この申請書は、行為地が大津市内にある場合にあつては2部、行為地が大津市外にある場合にあつては3部提出すること。ただし、提出する申請書の部数について別の指示がある場合は、その指示に従うこと。

別記様式第1号(その4)中「第23条」を「第19条」に、「第16条第3項」を「第24条第3項」に、「を受けたく」を「について」に、

「

水 位 ( 水 量 ) の 増 減 の 内 容	
----------------------------	--

」を

水位(水量)の増減の内容	
関連行為の概要	

に改め、

同様式(備考)第1項第1号中「50,000以上」を「25,000程度」に改め、同項第2号中「以上」を「程度」に改め、「天然色写真」の右に「(カラー写真)」を加え、同様式(備考)第2項中第7号を第8号とし、同項第6号ア中「進<sup>ちよく</sup>捗」を「進捗」に改め、同号に次のように加え、同号を同項第7号とする。

エ 当該申請に関する連絡先(電話番号またはメールアドレス)

なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。

別記様式第1号(その4)(備考)第2項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 「関連行為の概要」欄には、工事中仮工作物の設置等申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。

なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

別記様式第1号(その4)(備考)第2項に次の1号を加え、同様式を別記様式第2号(その5)とする。

(9) この申請書は、行為地が大津市内にある場合にあつては2部、行為地が大津市外にある場合にあつては3部提出すること。ただし、提出する申請書の部数について別の指示がある場合は、その指示に従うこと。

別記様式第2号(その5)の次に次の1様式を加える。

様式第2号(その6) (第19条関係)

特別地域内汚水等排出許可申請書

滋賀県立自然公園条例第24条第3項の規定により、 県立自然公園の特別地域内における汚水等の排出の許可について、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者の住所および氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕  
 および名称ならびに代表者の氏名

(宛先)

滋賀県知事

目	的	
場	所	
行 為 地 お よ び そ の 付 近 の 状 況		
汚水等の種類および原因		
施 行 方 法	汚水等の処理施設の 種類、規模および能力	
	汚 水 等 の 水 質	
	排出の時期および量	
	指 定 水 域 等 へ の 排 出 方 法	
	関 連 行 為 の 概 要	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

(備考)

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000程度の地形図
- (2) 行為地およびその付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000程度の概況図および天然色写真(カラー写真)
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1:1,000程度の排水設備の平面図、立面図および断面図
- (4) その他行為の施行方法の表示に必要な図面(構造図等)

2 注意

- (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立公園の名称を記入すること。  
なお、不要の文字は抹消すること。
- (2) 「目的」欄には、当該排出行為の目的およびその必要性を具体的に記入すること。
- (3) 「場所」欄には、市郡、町、大字、小字、地番(地先)等を記入すること。
- (4) 「行為地およびその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。  
なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (5) 「汚水等の種類および原因」欄には、厨房からの雑排水、〇〇製造による工場排水等汚水等の排出の原因となる行為および汚水等の種類を詳細に記入すること。
- (6) 「排出の時期および量」欄には、1日当たりの排出量およびその年間における季節的变化を記入すること。
- (7) 「関連行為の概要」欄には、工事用仮工作物の設置等申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。  
なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (8) 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
  - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分または届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
  - イ 土地所有関係および申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否またはその見込み
  - ウ 過去に滋賀県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨ならびに許可処分の日付、番号および付された条件
  - エ 当該申請に関する連絡先(電話番号またはメールアドレス)  
なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。
- (9) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- (10) この申請書は、行為地が大津市内にある場合にあつては2部、行為地が大津市外にある場合にあつては3部提出すること。ただし、提出する申請書の部数について別の指示がある場合は、その指示に従うこと。

別記様式第1号(その3)中「第23条」を「第19条」に、「第16条第3項」を「第24条第3項」に、「を受けたく」を「について」に改め、同様式(備考)第1項第1号中「50,000以上」を「25,000程度」に改め、同項第2号中「以上」を「程度」に改め、「天然色写真」の右に「(カラー写真)」を加え、同項第3号および第4号中「以上」を「程度」に改め、同様式(備考)第2項第5号中「トン」の右に「<sup>ちやく</sup>、グラム」を加え、同項第7号中「伐採」の右に「(樹種、本数、面積等)」を加え、同項第9号ア中「進<sup>ちやく</sup>抄」を「進抄」に改め、同号イ中「鉱業法」の右に「(昭和25年法律第289号)」を加え、同号に次のように加える。

オ 当該申請に関する連絡先(電話番号またはメールアドレス)

なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。

別記様式第1号(その3)(備考)第2項に次の1号を加え、同様式を別記様式第2号(その4)とする。

(11) この申請書は、行為地が大津市内にある場合にあつては2部、行為地が大津市外にある場合にあつては3部提出すること。ただし、提出する申請書の部数について別の指示がある場合は、その指示に従うこと。

別記様式第1号(その2)中「第23条」を「第19条」に、「第16条第3項」を「第24条第3項」に、「を受けたく」を「について」に改め、同様式(備考)第1項第1号中「50,000以上」を「25,000程度」に改め、同項第2号中「以上」を「程度」に改め、「天然色写真」の右に「(カラー写真)」を加え、同様式(備考)第2項第5号中「設置」の右に「(面積、切土盛土量等)、残土量とその処理方法」を加え、同項第7号ア中「進<sup>ちやく</sup>抄」を「進抄」に改め、同号に次のように加える。

エ 当該申請に関する連絡先(電話番号またはメールアドレス)

なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。

別記様式第1号(その2)(備考)第2項第8号中「森林施業」を「学術研究その他公益上必要なもの、地域住民の日常生活の維持のために必要なもの、病虫害の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるものまたは測量のために行われるものもしくは第3種特別地域において行われるものであつて森林施業」に改め、同項に次の1号を加え、同様式を別記様式第2号(その2)とする。

(10) この申請書は、行為地が大津市内にある場合にあつては2部、行為地が大津市外にある場合にあつては3部提出すること。ただし、提出する申請書の部数について別の指示がある場合は、その指示に従うこと。

別記様式第2号(その2)の次に次の1様式を加える。



様式第2号(その3)(第19条関係)

特別地域内高山植物等(木竹)の採取(損傷)許可申請書

滋賀県立自然公園条例第24条第3項の規定により、  
滋賀県立自然公園の特別地域内における高山植物等(木竹)の採取(損傷)の許可について、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者の住所および氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕  
および名称ならびに代表者の氏名

(宛先)

滋賀県知事

目	的	
場	所	
行 為 地 お よ び そ の 付 近 の 状 況		
採 取 ( 損 傷 ) 物 の 種 類		
施 行 方 法	採 取 ( 損 傷 ) 物 の 数 量	
	採 取 ( 損 傷 ) 方 法	
	関 連 行 為 の 概 要	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

(備考)

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000程度の地形図
- (2) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

2 注意

- (1) 申請文の「  
滋賀県立自然公園」の箇所には、当該県立公園の名称を記入すること。  
なお、不要の文字は抹消すること。
- (2) 「場所」欄には、市郡、町、大字、小字、地番(地先)等を記入すること。
- (3) 「行為地およびその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。  
なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (4) 「採取(損傷)方法」欄には、使用器具の名称、採取(損傷)部分の別等を記入すること。

- (5) 「関連行為の概要」欄には、特別地域内で採取した木竹以外の植物を再度植栽または播種する予定となつてい  
る場合、時期および場所等の詳細を記入すること。
- (6) 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
- ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分または届出を必要とするものであると  
きは、その手続の進捗状況
- イ 土地所有関係および申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否またはその見込み
- ウ 過去に滋賀県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨ならびに許可処分の日付、番号および  
付された条件
- エ 当該申請に関する連絡先（電話番号またはメールアドレス）  
なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。
- (7) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- (8) この申請書は、行為地が大津市内にある場合にあつては2部、行為地が大津市外にある場合にあつては3部提  
出すること。ただし、提出する申請書の部数について別の指示がある場合は、その指示に従うこと。

別記様式第1号(その1)中「第23条」を「第19条」に、「第16条第3項」を「第24条第3項」に、「を受けたく」を「について」に改め、同様式(備考)第1項第1号中「50,000以上」を「25,000程度」に改め、同項第2号中「以上」を「程度」に改め、「天然色写真」の右に「(カラー写真)」を加え、同項第3号および第4号中「以上」を「程度」に改め、同項第5号中「図面」の右に「(構造図等)」を加え、同様式(備考)第2項第5号中「伐採」の右に「(樹種、本数、面積等)」を加え、「<sup>ちよく</sup>残土処理」を「(面積、切土盛土量等)、残土量とその処理方法」に改め、同項第7号ア中「進<sup>ちよく</sup>捗」を「進捗」に改め、同号に次のように加える。

エ 当該申請に関する連絡先(電話番号またはメールアドレス)

なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。

別記様式第1号(その1)(備考)第2項に次の1号を加える。

(9) この申請書は、行為地が大津市内にある場合にあつては2部、行為地が大津市外にある場合にあつては3部提出すること。ただし、提出する申請書の部数について別の指示がある場合は、その指示に従うこと。

別記様式第1号(その1)を別記様式第2号(その1)とし、同様式の前に次の1様式を加える。

## 別記

## 様式第1号(第14条関係)

## 利用拠点整備改善計画に係る認定申請書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

申請者の住所および氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
および名称ならびに代表者の氏名

滋賀県立自然公園条例第19条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を申請します。

(備考)

## 1 添付書類

- (1) 計画区域の位置を明らかにした縮尺1:25,000程度の地形図
- (2) 計画区域およびその付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000程度の概況図および天然色写真(カラー写真)
- (3) 公園事業の執行に係る協議または認可を要する事業の場合、当該事業ごとに以下の書類(運輸施設に関する公園事業にあつてはクおよびケに掲げる書類を、国等が執行する公園施設に関する公園事業にあつてはア、イ、オ、カ、クおよびケに掲げる書類を除く。)を添付すること。
  - ア 個人にあつては、住民票の写し
  - イ 法人にあつては、登記事項証明書
  - ウ 公園施設の位置を明らかにした縮尺1:25,000程度の地形図
  - エ 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000程度の概況図および天然色写真(カラー写真)
  - オ 法人にあつては、定款、寄附行為または規約
  - カ 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該公園事業の執行のために使用することができることを証する書類
  - キ 公園事業の執行に関し土地収用法(昭和26年法律第219号)の規定により土地または権利を収用したまたは使用する必要がある場合にあつては、その収用または使用を必要とする理由書
  - ク 法人にあつては、直前3年の各事業年度における貸借対照表および損益計算書(設立後3年を経過していない法人にあつては、設立後の各事業年度に係るもの)
  - ケ 個人にあつては、直前3年の各事業年度における確定申告書
  - コ その他行為の施行方法の表示に必要な図面
- (4) 公園事業の内容の変更に係る協議または認可を要する事業の場合、当該事業ごとに以下の書類を添付すること(公共団体が執行する公園施設に関する公園事業にあつては、(3)カ、クおよびケに掲げる書類を除く。)
  - ア 公園施設の位置を明らかにした縮尺1:25,000程度の地形図
  - イ 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000程度の概況図および天然色写真(カラー写真)
  - ウ (3)カからケまでに掲げる事項のうち、変更に係る事項
  - エ その他行為の施行方法の表示に必要な図面
- (5) 特別地域での行為の許可または普通地域での行為の届出を要する行為が含まれる事業の場合、当該事業ごとに以下の書類を添付すること。
  - ア 行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000程度の地形図
  - イ 行為地およびその周辺の状況を明らかにした縮尺1:5,000程度の概況図および天然色写真(カラー写真)
  - ウ その他行為の施行方法の表示に必要な図面
- (6) その他参考となるべき書類、図面または写真

## 2 注意

- (1) 「申請者」には、利用拠点整備改善計画を作成した協議会の構成員である者を代表として記載し、共同申請を



## 付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に滋賀県立自然公園条例の一部を改正する条例(令和6年滋賀県条例第29号。以下「改正条例」という。)による改正前の滋賀県立自然公園条例(昭和40年滋賀県条例第30号)第9条第3項前段または後段の規定によりされた承認に係る施設の供用開始および管理または経営の方法の届出については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行前に改正前の第16条第1項の規定によりされた届出は、改正条例による改正後の滋賀県立自然公園条例第15条の規定によりされた届出とみなす。
- 4 この規則の施行前に改正前の第17条第1項の規定により届出がされた場合または事業の譲渡につき他の法令の規定により行政庁の認可その他の処分の申請がされた場合における地位の承継については、なお従前の例による。
- 5 この規則の施行前に発生した事項につき改正前の第21条第1項の規定により届け出なければならないこととされている事項の届出については、なお従前の例による。
- 6 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県立自然公園条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。